

病児・病後児保育事業のご案内

病気・病気の回復期で通常の集団保育が困難なお子さまを、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、専用のスペースを有する施設で一時的にお預かりいたします。

病児及び病後児の区分

- 病児 病気の症状について、当面の急変は認められないが、回復期まで至らない場合
- 病後児 病気の回復期であるが、集団保育が困難な場合

利用対象児童

病児または病後児と認められる、下記①～③に該当するお子さま

- ①大田原市に住所を有するお子さま
- ②広域利用参加市町（那須塩原市・矢板市・塩谷町・那珂川町）に住所を有するお子さま
- ③保護者の勤務地が大田原市にあるお子さま

※受入可能年齢は施設によって異なります。下記施設情報をご確認ください。

お預かり可能な病気の範囲

- ・感冒（かぜ）や消化不良症などの日常みられる疾患
- ・喘息などの慢性疾患
- ・骨折、やけどなどの外傷性疾患
- ・感染性疾患（一部）

※疾患の種類や症状、医師の判断によっては、お預かりできない場合があります。

利用時間

月曜日～金曜日 午前8時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始12月29日～1月3日はお休み）

病児・病後児保育実施施設

| 施設 | お預かり可能区分 | | 年齢 | 定員 | 予約時間 |
|--|----------|-----|-----------------|----|---------------------------|
| 保育園ベビーエンゼル TEL 0287-22-8834 住所 大田原市若松町 3-30 | 病児 | 病後児 | 生後6ヶ月～ 小学6年生 | 2人 | 平日 8:00～17:00 (土日祝日不可) |
| | × | ○ | | | |
| 国際医療福祉大学 金丸こども園 TEL 0287-48-6650 住所 大田原市北金丸 1863-101 | ○ | ○ | 満1歳～ 小学6年生 | 6人 | |

利用料金（1日あたり）

| 利用世帯区分 | 病児保育 | 病後児保育 |
|---|--------|--------|
| ① 生活保護世帯又は市民税非課税世帯 | 無料 | 無料 |
| ② 大田原市内又は広域利用参加市町に住所を有する世帯（①に掲げる世帯を除く。） | 2,000円 | 500円 |
| ③ その他の世帯（①及び②に掲げる世帯を除く。） | 3,000円 | 1,500円 |

ご持参いただくもの

- ・病児・病後児保育事業利用申込書（保護者の方が記入する書類）
- ・診療情報提供書（医療機関で記入していただく書類）
- ・こども医療費受給資格者証
- ・母子手帳
- ・おくすり手帳
- ・健康保険証
- ・薬（主治医から処方されている場合）

3歳未満児（0・1・2歳）

- | | | |
|---------------|-----------------------|------------------|
| ・下着（2～3枚） | ・洋服の着替え（1日分） | ・ビニール袋（汚物入れ）2枚 |
| ・おしぼりタオル（3枚） | ・午睡用バスタオル（2枚） | ・おむつ交換時用タオル（1枚） |
| ・哺乳瓶（必要な乳児のみ） | ・ミルク | ・好きな玩具や絵本等（1～2個） |
| ・食事前エプロン（1枚） | ・紙おむつ、おしり拭き（使用の場合）1日分 | |

幼児（3・4・5歳）から小学6年生まで

- | | | |
|--------------|---------------|----------------|
| ・下着（2～3枚） | ・洋服の着替え（1日分） | ・ビニール袋（汚物入れ）2枚 |
| ・おしぼりタオル（1枚） | ・午睡用バスタオル（2枚） | ・タオル（1枚） |

※持ち物には必ず名前を記入し、1つの袋にまとめてお持ちいただきますようお願いします。

利用方法

1 病児・病後児保育事業「利用登録」のお申込み（利用年度ごとに登録が必要です。）

病児・病後児保育を利用する見込みがある場合は、あらかじめ施設利用前に、下記いずれかの方法で利用年度の利用者登録をしてください。

- ① お住いの自治体窓口にて「大田原市病児・病後児保育利用登録申込書」を提出
- ② マイナポータルから病児・病後児保育利用登録の電子申請（大田原市民のみ電子申請可能）
※電子申請を行う場合は、保護者のマイナンバーカードおよび、マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンまたはICカードリーダーが必要になります。

2 施設への利用予約

できるだけ前日までに電話で空き状況を確認し、利用予約をしてください。

※予約のキャンセルは、必ず当日午前8時までに施設へお電話をしてください。

3 医師の診察及び診療情報提供書の受領

かかりつけ医の診察を受けて、「診療情報提供書」を受領してください。

※診察の際に病児または病後児保育を利用する旨を医師に伝えてください。

※大田原市に住所を有する児童が大田原市の医療機関を受診した場合、診療情報提供書は月1回に限り保険診療扱いとなります。なお、大田原市以外に住所を有する児童、大田原市以外の医療機関は対象外です。

4 実施施設へ児童を預ける

当日は「利用申込書」「診療情報提供書」のほか必要な持ち物を持って、お子さまをお預けください。

5 利用料金を施設へ支払う

お子さまのお迎えの際に、その日の利用料をお支払いください。

お問い合わせ

大田原市保健福祉部保育課保育係 電話 0287-23-8769